

京都府入札監視委員会（令和元年度第2回）議事概要

開催日時及び場所	令和元年10月9日(水) 午後3時00分～午後5時00分 ホテル ルビノ京都堀川 加茂の間		
出席委員氏名(職業)	委員長 <small>あ ぼ よしひろ</small> 安 保 嘉 博(弁護士) 委員 <small>う の のぶひろ</small> 宇 野 伸 宏(京都大学大学院工学研究科教授) 委員 <small>か なお いおり</small> 金 尾 伊 織(京都工芸繊維大学工芸科学部教授) 委員 <small>す えまつ ちひろ</small> 末 松 千 尋(京都大学経営管理大学院教授) 委員 <small>やました のぶこ</small> 山 下 信 子(弁護士)		
議 事 概 要	1 開会 2 あいさつ(佃総務部副部長) 3 議事 (1) 入札及び契約手続の運用状況等について (2) 抽出案件に関する入札経緯等について (3) 次回抽出委員の選出等 (4) 次回開催日程の調整 4 閉会		
審 議 対 象 期 間	平成31年4月1日～令和元年7月31日		
審 議 対 象 件 数	[工事] 356件	[物品] 88件	[プロポーザル] 137件
内 訳	一般競争入札	309件	74件
	指名競争入札	42件	2件
	随意契約	5件	12件
抽 出 案 件	4件	1件	137件
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回答等	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会意見の内容	○抽出案件に関する入札経緯等について 委員会において、具申すべき特段の意見等はない。 なお、各委員から出された意見・質問について、今後の入札契約執行の参考にするとともに、「公契約大綱」に基づいた取り組みを進められるよう努力願いたい。		

3 議事

(1) 入札及び契約手続の運用状況等について

意見・質問	回答等
<p>○一般競争入札と指名競争入札はどのように使い分けているのか。</p>	<p>○工事については、予定価格 1,000 万円以上の場合については一般競争入札としています。 物品については、金額ではなく、物品の種別等で判断しています。</p>
<p>○指名停止業者について、アスファルト合材の製造業者があるが、これらの業者は工事に参加する業者なのか。</p>	<p>○製造業者ですが、府の名簿に登録されているため工事の入札に参加することがあり、指名停止措置を行いました。</p>

(2) 抽出案件に関する入札経緯等について

前回抽出案件の追加報告（宮前千歳線地方道路交付金工事に係る高落札調査結果の概要）

意見・質問	回答等
<p>○府ではどのように積算を行っているのか。</p>	<p>○標準的な歩掛や、市場調査をもとに設定した資材単価及び労務費などにより積算しています。</p>
<p>○府としては予定価格の範囲内のため、法外な額とは考えていないということだと思う。 資材や労務費なども高騰している現状もある。</p>	<p>○一昨年、昨年と北部で災害が多発しており、今回の案件に限らず災害復旧工事は 1 者のみの入札となることもあります。 技術者が少なくなっている現状では、条件の悪い災害復旧工事については敬遠されがちであり、結果として高落札となることもあります。 1 者高落札の案件とはいえ、談合等が疑われるものではないと考えています。</p>
<p>○歩掛の改定のタイミングはどれくらいの頻度か。</p>	<p>○歩掛、労務単価については年 1 度となっていますが、資材単価については、毎月市場価格を調査し、必要に応じ改定を行っています。</p>
<p>○労務単価なども上昇傾向にあり、また働き方改革から技術者に無理が利かないということも遠因となっていると思われる。</p>	
<p>○ヒアリング結果の 2 つ目に「疑問点は質疑により～」とあるが、これはどういうことか。</p>	<p>○京都府では入札を実施する際に、事前に設計図書等を公開し、条件や仕様について業者から質疑を受ける仕組みがあり、そのことを指しています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○1者かつ高落札は望ましくないため、今後も留意されたい。</p>	

①福知山児童相談所改修工事（主体工事）

…一般競争

意見・質問	回答等
<p>○無効となった3者については、低入札調査を実施する前に辞退されたということか。</p>	<p>○調査のために提出を求めた資料を準備できないという申出書を提出し、調査を辞退されたものです。</p>
<p>○調査に求める資料とはどのようなものか。詳細な資料を求めるのか。</p>	<p>○工事の品質の担保のため、詳細な資料を求めています。具体的には、低入札価格調査制度の取扱要領等で定めている14種類の資料です。</p>
<p>○3者については実際どの程度の価格の入札をされたのか。</p>	<p>○無効3者については、約2億3千万円から約2億4千3百万円（調査基準価格▲約1千4百万円～▲約1百万円）の入札でした。</p>
<p>○生産性を上げて低入札となった業者が落札する可能性はあるのか。</p>	<p>○低入札調査では価格の妥当性を調査しており、調査を経て妥当であると判断した場合は、落札することもあります。</p>
<p>○画期的な提案により、生産性を大きく上げて低入札となった業者が実際に落札したケースはあるのか。</p>	<p>○大規模な工事であれば、調査基準価格未満での落札といった事例はありますが、画期的な提案等で大幅に生産性を上げたような事例は、今のところありません。</p>
<p>○最低制限価格（調査基準価格）はどのように算定するのか。</p>	<p>○全国的な基準があり、それに基づいて算定しています。この算定式はHPなどでも示しており、オープンなものです。</p>
<p>○算定式は国から指定されているということか。</p>	<p>○公契約大綱の中で、全国的な基準である中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）の最新のモデル式に現場状況を反映させて採用することとしているもので、国から指定されているというわけではありません。</p>
<p>○最低制限価格（調査基準価格）を下回った場合は、品質確保の観点でみると施工は難しいものなのか。</p>	<p>○予定価格1億円以上の案件及び総合評価競争入札の案件において、低入札価格調査制度を採用し、基準確保を下回った場合、しっかりと施工ができるかを確認するため調査を行うとしてい</p>

意見・質問	回答等
	<p>ますが、本件と同様に調査対象業者から申出書を提出され、調査に至らない場合がほとんどとなっています。</p>

②平成 30 年度治山事業（緊急予防治山）（補正 3）設計第 1 号及び

平成 30 年度保安林危険木捕捉事業設計第 14 号

…一般競争

意見・質問	回答等
<p>○道路災害の復旧工事と、本案件のような治山事業で分かれていると説明があったが、そのような理解で良いか。</p> <p>○民有林も含めて施工するのか。</p> <p>○災害復旧工事は受注業者からすると、人気がないものなのか。</p> <p>○実際に受け手がいなかった場合はどうするのか。</p> <p>○特定の業者が受注しやすいように設計をやり直すということか。</p> <p>○入札制度等検討委員会でも災害関連の工事については、その重要性や緊急性を考慮すると、随意契約でもいいのではないかとの意見が出ている。</p> <p>○災害復旧工事は緊急性があるため、特定の業者が施工しやすいようにするというのも一案だと思うが、それでは健全性が保てないということ</p>	<p>○災害復旧工事とは、道路や河川など府が管理している施設が被災した場合に、それを復旧する工事です。本案件のような森林の荒廃（災害）については、府が日常管理しているものではありませんが、下流家人などの被災時には災害復旧工事と同様の扱いで工事を行います。</p> <p>○国有林は国で施工し、民有林を府が対応しています。</p> <p>○現状ではそのような傾向にあります。本案件のような工事では、森林に入って行って施工することとなり、進入路の整備などの面で手間がかかるため、より参加が少ない状況です。</p> <p>○実際にそういう事例も出てきていますが、その場合は発注をやり直します。ロットを見直し対象業者の等級をあげたり、複数工事を 1 つの入札に合冊したり、逆に分割するなどの工夫を行いますが、それでも受注者が決まらない場合は随意契約を選択します。</p> <p>○入札の公平性の観点からは、特定の業者を有利にすることはできませんので、一般的に施工しやすいよう見直すということです。</p> <p>○道路がふさがってしまい、早急に啓開が必要な場合は、まず応急・緊急の工事を随意契約として発注します。その後の本格的な復旧工事につ</p>

意見・質問	回答等
<p>か。</p> <p>○本案件は現場がとても悪いように見受けられるが、設計等でそれらの条件を特段配慮するなどはしているのか。</p>	<p>いては、国の補助金を得るための災害査定を経て入札を行っています。</p> <p>○森林の工事では進入路で苦勞することが多く、施工条件等を適正に反映し設計するよう努めています。災害査定時には把握しきれていないこともあります。</p>

③重要文化財 本隆寺本堂ほか2棟保存修理工事（本堂仮設工事）

…指名競争

意見・質問	回答等
<p>○特殊な技術が必要な工事だが、この分野では不調・不落など発生せず毎回入札が成立するのか。</p> <p>○この工事は仮設工事ということだが、文化財の工事ではこのように細かく作業を分割して発注するものなのか。</p> <p>○一般競争を行った場合に、技術力のある業者が失格等になり、十分な技術のない業者が落札してしまうリスクがあるように思うが、どのように対策しているのか。</p>	<p>○工事種目ごとに名簿を作成しており、入札はほぼ全て成立しています。</p> <p>○工事内容が変わることのない工事であれば一括して発注することもあります。文化財の工事においては、実際に進めていく過程で計画の変更を要することがしばしばあり、作業ごとに分割して発注の方が効率が良いため、多くの場合は工程で区切って発注します。</p> <p>○名簿に登載する段階で、15年以上の経験のある技術者がいることを確認し、実際に現場に配置されることなども確認しています。また府の職員も工事に立ち会うなどしており、不十分な工事をされるということがないよう努めています。</p>

④維持管理修繕工事（ブレード修繕工事）※太鼓山風力発電設備

…随意契約

意見・質問	回答等
<p>○説明にあったようにレセプタ以外の部分への落雷による損傷であるなら、修繕するだけでは同様の損傷が発生し、同様の業者が修繕を行うことになるのではないかと。</p> <p>○大きなコストをかけて抜本的な修理を行うには</p>	<p>○過去の修復履歴では、ここ10年で2号機 No2 は3回、No3は7回、6号機 No1は7回の修繕を行っています。</p> <p>雷がかなり多い地域であり頭を悩ませているところですが、耐用年数の問題に加え、2、3年で発電事業を終了する予定のため、このような修繕としています。</p> <p>○そのとおりです。</p>

意見・質問	回答等
<p>投資が効果に見合わないため、応急処置にとどめているということか。</p> <p>○修繕により重みのバランスが崩れて発電効率が落ちるといったことはないか。</p> <p>○施工可能な業者がメーカーのみとのことだったが、実際に他の業者にも修繕可能か確認をしているのか。</p> <p>○設置メーカーと契約業者の関係は。</p>	<p>○工事後に、試運転を行い発電に支障がないかチェックしてから履行確認をしています。</p> <p>○30メートルほどの高所での作業となり、過去に他に施工可能な業者がないことを確認しています。</p> <p>○当初は設置メーカーが修繕していましたが、遠方の会社ということもあり、当時下請として施工に参加していた業者が技術を学んで、現在の契約業者となっています。</p>

⑤平成 31 年度路側式道路標識の購入

…随意契約

意見・質問	回答等
<p>○一般競争入札で2回落札者がいなかった場合なら、随意契約できるという根拠規定は何か。</p> <p>○標識を製造するメーカー数はどの程度か。</p> <p>○契約業者は現場で設置するのみか。製造にも関係するのか。</p> <p>○物品購入ではあるが、基本的には施工業者が参加する入札だったのか。</p> <p>○最低制限価格は設けていないのか。</p> <p>○標識などの物品の購入では、今回のように入札が成立しないことが多いのか。</p>	<p>○地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号。</p> <p>○メーカー数は把握していません。 なお、今回はメーカーと提携した取扱業者と契約しており、納品される看板等は、複数のメーカーで製造されたものです。</p> <p>○契約業者は現場で設置するのみです。</p> <p>○施工もできる業者が「看板・標識」の物品の名簿に登録されて、入札参加しているということです。メーカーについても、施工能力があれば、参加することも可能です。</p> <p>○物品の購入については、設けていません。</p> <p>○過去 5 年では 2 回が今回のように不落随契となっていますが、3 回については入札で決定して</p>

意見・質問	回答等
<p>○施工という作業が入っているが、売買契約ではなく請負契約ではないか。</p> <p>○売買契約ということであれば、設置された標識の安全性など施工状況の確認はどのようにしているのか。</p> <p>○重ねて尋ねるが、請負契約ではないのか。</p>	<p>います。</p> <p>○製品を指定した場所に納品するものであることから、売買契約としています。</p> <p>○発注ごとに警察署の担当者が現場で設置後の状況を確認しております。</p> <p>○購入した標識等を、電柱等に安全に設置する契約であり、製品の購入に係る経費の割合が高いことから、売買契約としています。</p>

⑥京ものクオリティ市場創出事業（海外市場向け商品開発・販路開拓支援プロジェクト）

実施業務委託

…随意契約(ﾌﾟｯﾌﾟｰﾀﾞﾙ)

意見・質問	回答等
<p>○現在、この事業によってどのような業者が採択されているのか。</p> <p>○この契約が終了しても、継続していく事業のように思うが、どのように今回の契約業者の成果を評価するのか。</p> <p>○評価項目には無いように見受けられるが、海外でのネットワーク力や広報能力はどのように評価しているのか。</p>	<p>○西陣織や和紙、陶磁器などを扱う業者が採択されています。</p> <p>○直ちに成果が出るものではないと考えております。3年間は本事業を行っていきたいと考えていますが、毎年の成果等の検証を行い、契約方式についてはその都度考えていく予定です。</p> <p>○プレゼンテーションにおいて過去の実績等を聴取し、審査の判断材料としております。</p>